

多摩市住宅マスタープラン改定懇談会の会議の公開に関する取扱規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、多摩市住宅マスタープラン改定懇談会設置要綱（平成26年多摩市告示第484号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、多摩市住宅マスタープラン改定懇談会（以下「懇談会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（非公開の決定方法）

第2条 座長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号の規定のいずれかに該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合であって、懇談会が非公開とすべきと認めたとき。

（会議開催の事前公表）

第3条 会議の開催は、公開・非公開にかかわらず、会議の開催の日の10日前までに公表する。ただし、緊急を要して開催する場合は、この限りでない。

2 前項により公表する内容は、会議名、日時、場所、付議する予定案件名、傍聴者の員数、その他必要事項とする。

（傍聴者の員数及び決定）

第4条 傍聴者の員数は、10名以内とし、開催する会場により定める。

2 傍聴者の決定は、先着順とする。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器の類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又は傘の類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用又は携帯している者
- (5) 録音機、写真機及び撮影機の類を携帯している者（事前に座長の許可を受けた者を除く。）
- (6) 酒気を帯びている者
- (7) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴者の遵守事項）

第6条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

- (4) 会場における写真撮影、録画又は録音はしないこと。ただし、事前に座長の許可を受けた場合を除く。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者がこの規程に違反していると認められる場合は、座長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 第2条ただし書の規定により懇談会を非公開としたときは、座長は傍聴者を退場させるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項は、座長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年2月24日から施行する。